

有効期間満了日 令和8年1月31日
熊生環第114号
令和7年2月13日

銃砲刀剣類所持等取締法第13条に基づく検査の実施について（通達）

見出しのことについては、所持許可に係る銃砲及びクロスボウ（以下「銃砲等」という。）による事件・事故の防止等を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第13条の規定に基づく用途及び適正所持に関する検査の実施要領を別添のとおり定めたので、各警察署にあっては、実施要領に沿った効果的な検査を実施されたい。

別添

銃砲等の検査実施要領

第1 目的

本検査は、所持許可を受けている銃砲等ごとに、

- 所持許可に係る用途に供しているか
- 適正に所持されているか

を厳正に検査・調査し、適正とはいえない状況があればそれを是正することを目的としている。

また、所持許可に係る用途に供しているかなどを把握する中で、許可不適格者となるおそれがあると認められる者については、更に入念な検査・調査を行うことが危害防止の観点から重要である。

第2 体制、対象者、実施日等

1 体制

- (1) 検査が効果的に行われるよう各警察署の実情に応じた体制を構築すること。
- (2) 検査に従事する者に対して、本要領に記載された点が浸透するよう事前教養を徹底すること。

2 対象者

銃砲等の所持許可を受けている者全員を対象に実施すること。

なお、本検査期間中に銃砲等の所持許可の更新を受ける者（更新を受ける予定の者を含む。）については、同更新時に併せて本通達に基づく検査を実施することも差し支えない。

3 計画的な実施日の選定

- (1) 令和7年3月1日から同年12月31日までの間に、全ての対象者が一度受検することができるよう実施日を選定すること。
- (2) 対象者の人数に応じた日数を確保するとともに、会場の選定など対象者が受検しやすくなるよう配慮すること。
- (3) 検査に際しては、対象者の更新申請も含めた検査の間隔が1年を超えることがないようにすること。
- (4) 対象者には、検査の日時、場所、持ち物等を事前に通知すること。

4 方法

対象者本人に銃砲等を持参させた上で、対面により行うこと。

5 事前準備

所持許可申請時の調査結果を確認するなどして、検査の参考となる情報を整理しておくこと。

6 検査用紙等

検査に当たっては、「銃砲等検査調査表」（別記様式第1号）、「獣銃等射撃指導員としての指導実績等報告書」（別記様式第2号）及び「銃砲等検査補充調査表（警察官聴取用）」（別記様式第3号）を用いて実施すること。

第3 検査項目等

1 用途に供しているか

(1) 対象の銃が猟銃の場合は、法第10条の5の2の帳簿及び火薬類譲受許可証に記載された事項並びにこれらについての対象者の説明を照らし合わせるなどして、猟銃ごとに所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。

また、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途で所持許可を受けている者が、当該用途に供するため猟場に出かけたが獲物の発見に至らず発射していない場合や、発射はしたが帳簿に狩猟又は有害鳥獣駆除の別が記載されていない場合等、帳簿等に記載された事項のみでは当該猟銃を所持許可に係る用途に供しているかについて確認できない場合は、対象者に当該猟銃の使用実績報告書を提出させ、所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。

(2) 対象の銃が空気銃又はクロスボウの場合は、空気銃又はクロスボウごとに使用実績報告書その他の提出書類に記載された事項と対象者の説明を照らし合わせるなどして、空気銃又はクロスボウごとに所持許可に係る用途に供しているかについて確認すること。

(3) 同一の用途に供する目的で同種の猟銃、空気銃又はクロスボウ（以下「猟銃等」という。）を複数丁所持している場合には、猟銃等ごとに真に当該用途に供する目的や具体的計画があるか、当該用途に供した使用実績があるかなどについて厳正に確認すること。

(4) 対象の猟銃に替え銃身がある場合であって、複数の種類（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）による改正後の法第3条の13第4号に規定するライフル銃（以下「新法ライフル銃」という。）又は新法ライフル銃以外の猟銃の別をいう。）の銃身がある場合には、帳簿に記載された当該猟銃で使用された実包の種類（単弾又は散弾の別をいう。）を確認するとともに、その出納状況及び対象者の説明を照らし合わせるなどして、特に、新法ライフル銃の銃身を使用しているかについて確認すること。

(5) ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃を含む。以下同じ。）（標的射撃の用途に供するため許可を受けているものを除く。）については、クマ、イノシシ、シカ等の大型獣類の捕獲等に適するものであるところ、ライフル銃をその特性に沿った用途に供しているか（鳥類の捕獲等の用途にのみ供していないか）について確認すること。

(6) 事業に対する被害を防止するため特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの。以下同じ。）による獣類の捕獲等を必要とする者として「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和7年2月7日付け熊生環第95号）に基づき特定ライフル銃の所持許可を受けている者については、使用実績報告書等により捕獲活動実績を確認すること。

2 適正に所持されているか

(1) 対象者の住所等の人定事項、銃砲等の種別、番号等が許可証の記載内容と一致しているか確認すること。

- (2) 弹倉容量は、模擬弾等の資器材を活用するなどして、法令で定める基準が遵守されているか否か確認すること。
- (3) 銃身長及び銃全長の測定については、銃の同一性に疑義が生じた場合に測定すること。
- (4) 銃腔に腔旋を有する猟銃で、銃腔における腔旋が占める割合に疑義が生じた場合は、内視鏡カメラを用いて腔旋を有する部分の長さの測定、その他猟銃等製造業者又は銃身加工業者等に対する調査等を行い、対象者が所持可能な猟銃であるかについて確認すること。（猟銃の銃腔又は腔旋を有する部分の長さの測定方法については、許可等事務担当室通報第5号（令和7年2月7日付け熊生環第101号）を参照すること。）

なお、上下二連式、水平二連式についても、銃腔に腔旋を有する場合があるため、必ず腔旋の有無の確認を行うこと。

- (5) 翌年以降の検査等を効率的に行うことができるよう、所持者の了解を得た上で、銃の写真撮影（銃番号、右側面、左側面等）をしておくなど資料化を図り、猟銃等所持者カード等とともに保管すること。
- (6) 猟銃の所持者については、実包の消費状況等の必要な事項を帳簿に記載し、最終の記載をした日から3年間保存しているかについて確認すること。
- (7) 銃砲等の保管設備、保管方法等について聴取し、適正な保管がなされているかについて確認するとともに、猟銃等所持者カードに保管委託先等を記録すること。

3 猟銃・空気銃所持許可証の書換等

(1) ライフル銃への書換等

令和7年2月28日以前から所持している、「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」については、令和7年3月1日以降、「ライフル銃」となるため、次のとおり銃種の書換及び用途欄への追記をするとともに、猟銃等所持者カードを整理すること。

- 「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」を「ライフル銃」に書換
- 用途欄に、「既得所持」と追記

(2) 替え銃身の銃種の追記

替え銃身欄に、替え銃身の銃種の記載がない場合は、銃種を追記するとともに、猟銃等所持者カードを整理すること。

(3) 標的射撃の用途の削除

「猟銃等の所持許可のための用途及び使用実績の審査について（通達）」（令和7年2月13日付け熊生環第113号）の第2の1（3）アで示したとおり、標的射撃の用途が付与される場合は、

- 競技団体が定める競技規則に基づいて行われる射撃競技に選手として出場する場合
- 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途が付与されていない猟銃等により心身の鍛練や趣味等として標的射撃を行う場合

のいずれかに限定されることとなった。

よって、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途が付与されている者で、標的射撃の用途が付与されている場合は、競技団体が定める競技規則に基づいて行われる射撃競技大

会（獵友会等主催の安全射撃大会は除く）への出場又は出場に向けた練習を行うものであるかの確認を行い、同目的がなかった場合には、標的射撃の用途を削除する旨申し向け、所持者の同意を得た上で削除するとともに、猟銃等所持者カードを整理すること。

なお、(1)～(3)の作業については、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書の提出及び手数料の徴収は不要とする。

4 猟銃等射撃指導員の指導実績の確認

猟銃等射撃指導員の令和6年1月以降の指導実績を確認し、指導実績がなく、今後の活動予定もない場合は、猟銃等射撃指導員の指定書を返納するよう促すこと。

5 所持許可不適格者の発見

- (1) 面接の際には、前記1及び2について形式的な聞き取りを行うことにとどまらず、家族の問題、健康状態、生活状況の変化等についても可能な限り聞き取るとともに、会話の様子等をよく観察することにより、対象者が欠格事由に該当するに至っていないか確認すること。
- (2) 前記1、2及び(1)の検査・調査を通じて、所持許可不適格者となるおそれがあると認められる者については、更に聞き取りを行うなど継続した調査を行い、調査結果に応じた措置を検討すること。

第4 検査実施上の留意事項

1 指導内容の記録及びその活用

対象者に個別に指導を行った場合には、その内容を記録し、次回の検査や所持許可更新時に指導事項の改善状況を確認すること。

2 事故防止

- (1) 実包及びクロスボウの矢は、検査会場に持ち込ませないこと。
- (2) 事故を防止するため、以下の事項を検査場所に明示するとともに、検査前に確認すること。
 - ア 安全装置を施すこと。
 - イ 実包や矢が装填されていないことを確認すること。
 - ウ 銃口及びクロスボウの先端を人に向けないこと。
 - エ 用心金に指を入れないこと。
 - オ 元折銃は銃を折り、自動銃等は遊底を開き機関部を開放し、着脱弾倉がある場合にはこれを取り外すこと。
- (3) 検査を行う銃砲等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。

3 対象者に対する指導等

- (1) 1年以上所持許可に係る用途に供していない猟銃等を認めたときは、具体的な使用計画を聴取し、計画の内容に応じて譲渡、廃棄等の意向を確認すること。
また、2年以上所持許可に係る用途に供していない猟銃等を認めたときは、所持許可の取消し又は所持許可に係る一部の用途が当該所持許可に係る用途に含まれないものに変更すること等について検討すること。
- (2) 長期出張又は長期入院が予定されている者等のうち、猟銃等の保管管理上問題があると認められる者については、盗難防止のため猟銃等保管業者又はクロスボウ保

管業者（以下「猟銃等保管業者等」という。）に保管を委託するよう指導するとともに、危害防止上の必要性が切迫していない場合であっても、必要に応じて猟銃等保管業者等に保管を委託することができることを周知すること。

- (3) 前記(1)及び(2)のほか、所持許可に係る銃砲等や実包の保管状況等に疑義が生じた場合は、更に踏み込んだ聞き取りや立入検査を行い、その状況等について確認すること。
- (4) 検査の日から1年以内に所持許可の有効期間が満了する者に対しては、所持許可の更新が近いこと、経験者講習や技能講習を計画的に受講すること旨注意喚起すること。
- (5) 猟銃の所持者に対し、令和7年3月1日以降、
 - ライフル実包以外の実包について、散弾・単弾の別
 - 実包を消費した場合について、猟銃の許可番号等使用した猟銃を特定できる事項を記載しなければならなくなつたことを指導すること。

4 猟銃安全指導委員を検査に従事させる場合

- (1) 猟銃安全指導委員証を携帯させるとともに、腕章を着用させること。
- (2) 銃身長の測定その他の技術的事項についての協力以外の検査には従事させないと。
- (3) 当該委員が所持許可を受けている猟銃の種類以外の種類の猟銃の検査には従事させないこと。

第5 検査を受けなかつた対象者に対する対応

1 対象者と連絡が取れない場合

対象者及び銃砲等の所在を確認し、検査を受けさせること。正当な理由なく検査を忌避するなど法違反が認められる場合は必要な対応を検討するとともに、危害防止のための必要な措置を講ずること。

2 正当な理由があり、検査を受けなかつた場合

日程を再調整し、検査を受けさせること。

第6 報告

1 実施結果

検査を実施した結果については、「令和7年中における13条検査結果報告」（別記様式第4号）により、令和8年1月10日までに、警察本部生活環境課許可等事務担当室へ報告すること。

2 所持許可不適格者発見の場合

第3の3において、所持許可不適格者を発見した場合には、速やかに警察本部生活環境課許可等事務担当室へ報告すること。

※ 別記様式（略）

